

## 社会福祉法人箕輪町社会福祉協議会 子ども食堂支援事業交付金交付要綱

### (目的)

第1条 本事業は、地域の子どもたちが、食を通じた団らんの中で子ども同士や地域の大人と関わることで、安心感や連帯感が得られ、社会性・自主性などを身につけることができるような子どもの居場所としての子ども食堂が安定して運営できるように、子ども食堂を既に運営している団体等に対し、令和5年度から令和7年度の3年間、事業に要する費用の一部を交付することにより、子ども食堂の活動促進を図ることを目的とする。

### (交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、箕輪町内で子ども食堂を運営している団体であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

- (1) 非営利の活動団体又は公共団体
- (2) 交付金の交付決定後、1年以上継続して子ども食堂を実施する見込みがあること。
- (3) 子ども食堂の活動を始めた日から3年以内であること。
- (4) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (5) 本事業に関し、特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動を行わない団体であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団、その構成員もしくは箕輪町暴力団排除条例（平成23年9月21日条例第15号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

### (交付対象事業)

第3条 交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、箕輪町内で子ども食堂を運営し、かつ、次に掲げる要件を全て満たす事業とする。

- (1) 子ども（18歳以下の者をいう。以下同じ。）を対象に1回当たり概ね10食以上の食事を提供し、かつ、回覧等で幅広く参加の周知すること。
- (2) 毎月1回以上開催し、かつ、1回当たりの開催時間を2時間以上とすること。
- (3) 開催には責任者を1人配置し、食中毒予防、防犯、防災等に配慮すること。
- (4) 子ども及びその保護者から、食物アレルギー、健康情報及び緊急連絡先を確認すること。
- (5) 管轄の保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等の所要の衛生管理を行うこと。
- (6) 食事の提供のほか、学習面での支援、レクリエーション活動の場の提供等により、子どもが安心かつ健全に過ごせる環境を確保するよう努めること。
- (7) 参加費は、無料又は材料費の実費負担とすること。
- (8) 開催にあたり営利活動等を行わないこと。

(交付対象経費)

第4条 交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、箕輪町内で子ども食堂の運営に要する経費であり、かつ、次に定める経費とする。ただし、交付対象事業の目的以外で利用した場合は交付経費の対象外とする。

- (1) 食材費
- (2) 消耗品

(交付金額)

第5条 交付金の額は、年度あたり前条規定の交付対象経費の10分の10以内の額（千円未満の端数は切り捨てる。）とし、2万円を限度とする。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請及び請求)

第6条 交付金の交付を受けようとする者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要事項を記載し、会長に提出しなければならない。ただし、1団体（名称は異なる団体だが実施協力者の過半数が同じ場合も1団体とする）につき毎年度1回限りの申請とする。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体等概要書（様式第4号）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(事業報告)

第7条 交付金の交付を受けた者は、事業報告書（様式第5号）により、事業報告を行わなければならない。

(交付の取消し等)

第8条 会長は、交付金の交付を受けた者が虚偽その他の不正な手段によって交付金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すものとする。

2 会長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金が既に交付されているときは、その全額を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。